

国民年金のお知らせ

こんなときには届出が必要です！

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れなくなる場合もありますので、必ず届出をしましょう。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの	届出先
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く。)	第1号被保険者となります。	・印鑑 (本人自署の場合は不要)	住所地の市町村
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。 (第3号被保険者に該当する場合を除く。)	・印鑑 (本人自署の場合は不要) ・年金手帳	住所地の市町村
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金の資格を喪失したとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ	・印鑑 (本人自署の場合は不要) ・年金手帳	住所地の市町村

次回の年金相談日のお知らせ

場所 福島町役場 **5月12日(木)**
時間 午前10時～12時・午後1時～3時

※函館年金事務所による年金相談は『予約制』のため、5月9日(月)までに相談したい内容を役場住民生活課戸籍年金係へ電話でお申し込み下さい。



お問い合わせ先

住民生活課戸籍年金係

☎47-4681

知内診療所

知内町字重内31番地130
TEL: 01392-5-3509

● 整形外科・皮膚科・麻酔科・内科・外科

医師：山内 賢二(院長)

曜 日	診 療 時 間
月・火・水・木・金及び第1・3・5土曜日	8:30～12:00
月・火・水・木・金	14:00～17:30

● 整形外科

医師：山根 繁(函館中央病院名誉院長)

曜 日	診 療 時 間
隔週水曜日	14:00～16:00(受付時間 12:00～)

